議案第9号

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

敬老金の贈呈方法を変更するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

瑞穂町敬老金条例(昭和45年条例第5号)の一部を次のように 改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 敬老金は、現金をもって贈呈する。ただし、町長が必要と認める場合は、敬老金に相当する額の物品を贈呈することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

瑞穂町敬老金条例 新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(敬老金の額等)	(敬老金の額等)
第3条 略	第3条 略
2 敬老金は、現金をもって贈呈する。ただし、	2 敬老金は、前項に規定する額を上限とする
町長が必要と認める場合は、敬老金に相当	商品券をもって贈呈する。ただし、前条第3
する額の物品を贈呈することができる。	項の規定に該当する者については、現金を
	もって贈呈する。
第4条及び第5条 略	第4条及び第5条 略
附 則	
この条例は、令和5年4月1日から施行する。	